

令和3年2月1日

茅ヶ崎第1駐車場土地活用事業応募グループ 御中

茅ヶ崎市市民安全部  
安全対策課長

茅ヶ崎第1駐車場土地活用事業における電柱等の土地占有について（通知）

標題の件につきまして、本事業における事業予定地内に東京電力パワーグリッド株式会社設置の電柱、地中ケーブル、支線及び東日本電信電話株式会社設置の支線（以下、総称して「電柱等」という。）が設置されています。設置場所につきましては、別添資料を御参照ください。

電柱等につきましては、現在、行政財産の目的外使用申請により使用を許可しております。許可期間は、令和3年3月31日までとしておりますが、普通財産に切り替わる令和3年4月1日から優先交渉権者と一時土地使用貸借及び既存施設無償譲渡の本契約を締結するまでの間につきましても、普通財産の貸付により使用を許可する予定であります。

その中で、一時土地使用貸借及び既存施設無償譲渡の本契約締結時には、電柱等を撤去した状態、または、現状有姿にて引き渡すことが可能となりますが、電柱等の引き渡し方法を含めた取扱いの詳細につきましては、優先交渉権者決定後に優先交渉権者及び本市にて調整させていただきたいと考えております。

調整結果に基づき、優先交渉権者にて、電柱等を活用するため、現状有姿にて事業予定地を引き渡すこととなる場合、電柱等に関する契約につきましては、優先交渉権者と東京電力パワーグリッド株式会社及び東日本電信電話株式会社と御協議いただき、直接契約をしていただくこととなります。また、事業用定期借地権設定契約書（案）につきましても、一部変更が必要となりますので、優先交渉権者決定後に優先交渉権者及び本市にて調整をさせていただき、双方合意のうえで変更させていただきたいと考えております。変更予定箇所につきましては、別添資料のとおりとなります。

なお、電柱等を現状有姿にて引き渡した場合においても、貸付面積の変更は行わないため、賃料の考え方につきましては募集要項に記載のとおりとし、電柱等の設置に伴う賃料の減免も行いませんので、その点ご承知おきのほど、よろしくお願いたします。

事務担当 市民安全部安全対策課  
担 当 藤原・小牧  
連 絡 先 0467-82-1111（代） 内線 2351・2352